

# 令和7年度 北九州市農業委員会 第12回総会 議事録

1. 日 時 令和8年3月24日(火) 午前10時00分～午前11時00分

2. 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

## 3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 12名

古田 俊 策	山 田 泉	澤 水 理 佳	山 鹿 茂 紀
清 水 正 人	川 江 秀 孝	各 務 浩	大 庭 喜 重
中 谷 陽 子	木 原 幹 雄	藤 堂 孝 雄	柳 野 保 博

欠席委員 5名

中 村 治 雄	稲 光 進	岩 男 徹	竹 内 輝 壽
大 庭 美 智 子			

## 4. 事務局出席者

福 田 事 務 局 長	池 永 次 長	荒 木 係 長	田 上 係 長
岩 本 主 任			

## 5. 議 事

### 【議 案】

議案第31号 「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)」について

6. 傍聴人 なし

会長

お忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から、第12回総会を開催します。本日の出席委員は17名中12名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。

ただ今より、第12回総会を開催します。本日の議題は「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」です。それでは、事務局から議案第31号の説明をお願いします。

事務局

それでは議案について事務局よりご説明いたします。

議案書ですね、1枚めくっていただくと黄色で網掛けをしているところがございます。いろいろ数字が入っておりますが、黄色の部分のみをご説明していきますので黄色の部分は追って行ってください。

それでは、議案第31号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」でございます。

農業委員会は、最適化活動の次年度の活動目標等を、前年度の3月末までに定めて、翌4月末までに公表、それから県と国への報告をするとなっております。ですので、今日の議案は来年度どういう活動していくかという目標についての議案となっております。

それでは、主に前回の内容と変更点を中心に概要をご説明いたします。開いて1ページをご覧ください。

ここでは、現委員の体制を記載しております。昨年10月に松村委員がご逝去されましたので、農業委員の定数で19名に対して現在の実数が17名、昨年度末に八木田委員が退任されましたので、昨年18名だったですけれども、さらに1名減って、19名に対して17名となっております。

それから、認定農業者は右の欄ですね、認定農業者が昨年から2名減って、従事する者が1名増ということになっております。

続きまして、総農家数、それから農業経営体数、基幹的農業従事者ですね。こちらについては、5年に1度の農業センサスの数字を使っておりますけれども、まだ今年度までの2020年、5年前の農業センサスの数字を使っておりますので、昨年から変更ございません。

それから、右端の表についてです。認定農業者が52経営体となっております。それから、基本構想水準到達者、これが94経営体、プラス6ですね。こちらについては、認定農業者を満たすほどの所得等があるんですけども、認定農業者になっておられないという形になります。それから、農業参入法人が22形態プラス5となっております。

最下段のですね、耕地面積についてですけれども、令和7年度の統計がまだ発表されておられませんので、昨年と同じ2080ヘクタールと記載しております。

次ページを開いて、2ページ目をご覧ください。ここではですね、農地の集積、遊休農地解消、新規参入の促進、この3項目について、目標を記載しております。

(1)ですね、現状及び課題ですけれども、管内の農地面積は先ほど言いました2080ヘクタール。これまでの収集集積面積ですね、これは担い手である、先ほど数字を出しました認定農業者ですとか、基本構想水準到達者等々の経営面積を合計しますと、523.5ヘクタール、こちらがですね、昨年に比べ49.3ヘクタールの増加となっております。で、これを集積率、先ほどの523.5を2008で割りますと、25.2%、こちらプラス2.4%となっております。

続きまして②の目標ですね、こちらは委員の改選のときに、定めます農業委

員会の指針と農林水産業振興計画、これは市の農林の方で定める2つの指針計画に基づいて作成しております。こちらはですね、昨年度35%といたしまして、今回も同様35%としております。

続きまして、(2)ですね、遊休農地の解消でございます。まず現状なんですけれども、遊休農地面積、皆さん、秋に農地パトロールしていきまいたいで、その実績を今精査中でございますので、国、県報告の前には固めて参ります。

それから、次が②の目標ですけれども、遊休農地についてはそもそも面積が現在精査中ということですので、遊休農地が固まりましたら、これも合わせて固めまして、報告、最終的に固まったものは後日皆様にご提供いたします。

続きまして右のページですね、3ページ目をご覧ください。(3)新規参入の促進でございます。現状及び課題ですが、令和7年度の新規参入者は13経営体となっております。経営面積は3.6ヘクタールとなっております。

続いて目標ですけれども、権利移動面積がですね、過去3年で93ヘクタールの平均になるんですけれども、新規参入者にそのうち1割を貸し出しましょうということで、1割の9.3ヘクタールを目標として掲げております。

続いて最適化活動の表ですね、推進員等が最適化活動を行う日数目標、1人当たりの活動、ひと月当たり活動日数、こちらは昨年度と同様、8日を掲げております。

それから、(2)活動強化月間の設定目標、年間スケジュールを大まかに記載しております。農地の集積、遊休農地の解消を中心に年間5ヶ月を、この強化月間として、掲げております。

続いてですね、新規参入相談会の参加目標でございます。過去にはですね、農地センターでやっています、農林水産祭ですね、就農相談会をやっていたんですけれども、市の方はちょっとそれを今やってないということで、しばらくはゼロが続いておりますが、こちらについては何とかできるようなイベントを見つけてですね、1回何とか参加したいと思っております。事務局からの説明は以上でございます。

会長

事務局からの説明について、ご異議ご質問等はございませんか。

清水委員

活動強化月間の設定目標ってあるんですけど、最後のページですね。これに関する事なんですけど、私たち11月には農地パトロールの、要は報告書、これをお出ししていると思います。

それに沿っての話になるんですけど、私、東部の石田地区っていうことで担当させていただいているんですけど、ここで去年からですね、ある圃場にずっと触ってない。それから不法投棄物がある、事務所を置いたりだとか、廃車を置いていたり、あとハウス資材だとかですね、その辺をもう過去何年か経ってですね、置いている状況になっています。

これを地主さんと借り主さんがありまして、地主さんの方には、事務局の方から昨年、通報って言ったらい方は変なんですけど、草は刈っていただきました。ですが、ずっとそこに物を持った状態なんですよね。

こういった場合、それと他の地区でももう毎年増えても同じような形で、耕作放棄地がある。実際にそういう報告を上げた段階で、今度はその物に関しては、農業委員会が言えるのか。撤去してください。農地として戻すようにしてください。そういったことが言えるのか。

実際にもうその段階では、今度は環境局、こちらの方に頼らないといけな

いような状態になっていることがほとんどなんですよ。不法投棄っていうか、そういった横の繋がり、農業委員会の方から環境局の方に、そういう繋がりっていうことはできないんでしょうか。

会長

清水委員からの意見に対して、事務局から説明がありましたら、お願いいたします。

事務局

事務局からお答えいたします。実際にですね、農地に産業廃棄物を置いているような事例が門司区でありました。これに関しては、そこを何か更に転用をかけようとしたんで、待て待て、まず産業廃棄物の撤去からやらないといけないでしょうということで、これは環境局の産業廃棄物対策課、ちょっと名前忘れちゃいましたが、そういった業務があります。そこと連携いたしまして、産業廃棄物撤去という形には繋がりました。

ですので、おっしゃっていただいたらですね、そこは環境局の方につないで、そういうしかるべき措置をとってもらうように、連携をとることは可能でございます。

会長

可能とは言いますが、農業委員会としてどのような形で・・・

事務局

物を置いている所有者に対して、環境局の方から指導するという形をとります。

清水委員

ですから、これに関してはですね、農業委員会の方から、農地パトロールだとかその辺の報告書というのは当然上がっていますし、それに説明した、そういう今の状況だとかいうものをすべて出しています。

ここから、農業委員会の方から、環境局に繋いでいただいて、環境局の方がその地主さんなり、借り主さんなりに連絡がいくと。そういうふうな繋がりを、ぜひ事務局の方でやっていただきたいと思います。

会長

ある程度調査をして、それが適正か適正でないか判断していただいですね、これを撤去してもらうとかね、その方法を農業委員会に地区の委員がおりますので、事務局と一緒に行ってですね。相手に知らせるとかね。口頭で、文書で伝える、行政的、最終的には強制的に排除する手続きを取らないといけないと思う。

清水委員

毎年、農地パトロールの調査票を出したとしても、同じことの繰り返しなんですよ。ですから、もうそろそろと言ったらおかしいですけど、私が知っている限りでは、もうここ20年ぐらい同じ状況です。

であれば、なおのこと農業委員会の方から、草刈はしてもらったよね。去年、草は刈りました、ですが、中を放置物っていうんですか、公共物って言って、本人に言わせれば置いている。ただ、農地の中にそのプレハブハウス、これを置くっていうこと自体も認められていませんし、そこに車の廃車したものを置く、置いている。ていうような、もう甚だもう見てわかるという状況に繋がっていますので、そういったものに関してはもう農業委員会だけじゃないんで、環境局だとか、その辺のもうこれは不法投棄物でしょ。というような扱いでしか周りは見ていません。実際に調査に入って繋いで言われるのは、地元の住民から言われます。

会長

農業委員や推進委員が動いてはいるんでしょう。

清水委員

それに関しては、昨年、最初6月で8月までに片付けますと。結局、8月、9月、8月いっぱい草を刈っただけなんです。そこで終わりなんです。だから、言ってくる草を刈ったらいいやと。

会長

そうですね。問題は私が聞いている以外でもあると聞いてありますので、県も大変なことが起こったというのでも聞いたし。

持ち主の方が勝手に埋めて、バラスを敷いたりとか、口頭だけじゃ抑制できんし、文書を送ったとしても、どこまでその対応できるか。最終的には県の対応になるよね。農業委員会で起こる中でいろいろあったとしても、県が認めている場合もある、そういう問題に対して、農業委員会の強制力がどこまであるのか。

それともう一つは、もし次に農業委員会のいろんな案件として、この案件が出たときは全く認められません、そういうのを強制的にやるとかね。はっきりとした形で。

過去に現状が解消できんままやるんやったら、新規でやる方は農業委員会の窓口で停止する？そういうような形で農業委員会としても、方向性ができたら、環境の方も動きやすいけど。その時に、過去にこういう関係が事実であったものに対しては一切認めません。はっきり言った形で、窓口書類を持ってきた時点でひとつできる対策を考えるとか。

古田俊策委員

門司の事例なんですけど、農業委員会の今の実態は横の繋がりではないんです。環境局に対して、そこら辺のところに繋がると思ったらね、まちづくり整備課との繋がりと一緒にような形を作っていくって欲しいんですよ。

それと同時に、やっぱり解消していこうとしたら、市長まで上がっていくような形で話をもっていけないと無理なんですよ。農業委員会も確かに相談とか、上にあげていかないとちょっと無理、私も今回の資料を見て思ったんですけど、認定農業者の方も大事なんですけれど、小規模農家のデータをぜんぜん取ってない。そこらが一番人数も多いし、減ってきているのはそこらへんなんですね、認定農業者や大規模農家はいい土地しか使わないんですよ。はっきり言うと変形の土地は取らないんですよ。

そのためには区画整理も規約があるでしょ。そこらへんに縮小していかないと無理ですよ、はっきり言って。農家でまとまりつくってこうしたら、うちの区域、難しいところがあるんですよ。そこらへんの資料、作っていったらどうかと思うんですよ。どうなんですか。

事務局

事務局で回答いたします。今回のですね、この議案に上がりましたものについては、これ国がこういう様式で作りなさいというものでございまして。

古田俊策委員

私が言いたいのは、国がそういうふうな意識を持っているから、下から上げていったらどうですかという。

事務局

わかりました、検討させていただきます。

会長

その件に関しては以前から感じておりましたが、さっきの不法投棄の関係ね、私が農業委員になってから、不法投棄の問題があって、そこに行った時に

農業委員会の問題ではなくてそこに区長さんが動いてくれな、農業委員会では受け付けてくれない。区長さんなら動いてくれるって、ある人から話を聞いたものですから、区長さんが動いてくれたら、それが解消する。

それまでは、チェーン張って、進入禁止の立札を建てたりして……。区長さんと一緒に行った方が引き上がる、まちづくり推進だとか。

それともうひとつは今、10ヘクタールだと国が動かない。ポツポツ離れたらだめなんよ。500ヘクタールないと。北九州市版を国に要請をしていこうと言ったら、ある程度まとめて、要望書を提出してもいい。

古田俊策委員

もう1点なんですけど、新規就農者なんですけど、今の状態でね、辞めていく人、多いんですよ。機械の補助。そこら辺を持っていないと絶対に無理です、今の現状じゃ、そこはやっぱり事務局にわかってほしいです。国がしたことやけど、はっきり言って辞めていっているのが実態なんですよ。どうすべきかということも考えて、農協が集めて会議があった時に農協の人間に言っておいた、農業やめていく人間知っているやろと。そこにやっぱり機械を安く売るとか、そこらへんを補助してやってくれるかといったことあります。だけどそんな全然進まないです。新規就農者にそこらへんを踏まえて考えていかないと無理です。

会長

将来経営つきましてね、ひとつちょっと問題がある。国が新規就農に対して5年間150万で、あのときは結構ね、コロナの時から、新規就農、全部補助金めあて、5年したら辞める、もう半分以上です。

定着したのは3分の1あるかないか。その時に思ったのは、研修生を受け入れてやってきたんやけど。ただ思ったのは要するに農業に対しての理解が全くないし、技術もないし、どうしていいか分からん。ただ金を貰えるけという感じやし。そういう人たちが全部。

それと自分が思ったことは、新規就農者に対してはそれなりの農業の勉強があるでしょ。しっかりと受入農家が送り出す。それは最低でも2年間更新してもらおうとか、そういう形でやらないとね。

新規営農をする場合は、まず農家に研修しておいて、ある程度体力が續いた上でしないと。私は今3人の研修生がおります。一人はもう先行してやりよるけれども、農業をするときに、どのように農業をしたら儲かるのか損をするのか、どれくらいすればどのくらいの売り上げが上がるのか、それぞれしっかり教え、基礎を徹底的に教えて欲しい。

農地の提供も農地が見つからなかったら案内をしたりするんですよ。農業委員、推進委員の皆さん、これはもう絶対に地域で農業をするとなったら、必ずその人の農業の経験があるかないかをしっかりと判断する中で、新規営農者を行政をお願いして受け入れるとか。やっぱり補助金対象はね、それなりの土台作りが一番やけ。

私は新規就農をしたい人は、普及センター、それから農業大学校そういう関係のところに農業をしたい人の情報を与え、その時に申し込んできてもらうとしようけども。

問題があるならば、社会保険をつけないといけん、制約がある。もし自分が出来なかったら、出来る農家に言って、新規就農したいんやけど、預かってくれないかとそういうアドバイスが必要になってくる。

今、農業するとなったら何百万円とかかる、農機具は高いしね。うちのところで新規でやりよる人は、今まで倉庫なし、草刈り機、農機具を扱ったことない人が、それが今2700万売り上げとか、ばりばりやりよる。やり方を教えて

から指導して、どのようにしたら儲かるか。ある程度、体力をつけさせて、生産技術を向上させて・・・

お互いに新規就農者をいかにふやすか。もう農業の生産人口がもうどんどん減っている。農業センサス、116万が今度86万人、相当減らしとるやろ。ということは30年、57万人、もうこの間危機管理意識がないんです。

それで自分たちもそれは総合的な判断して、何とか農業を継続させる、どうしたらいいかということで真剣に考えんと、これもう大変なことになる、だからもう北九州の本当に予算がないという、これも将来的にもう何年後、大変になるが皆危機管理意識がない。北九州の農業に対する予算を増やしてもらわんといけん。難しい問題が色々ありますので頑張って参りたいと思います。何かございませんか。

清水委員

今、新規就農の話が出ていたのでお願いがあります。北九州市の新規就農者、東部地区の会議で私、発言させていただいたんですけど、今なっている方、いうのは新規就農してるっていう、親元に新しく帰ってきて就農した。ていう方に年間80万ですか。これが3年間っていう形で補助金、助成金を出したと思います。

実際にですね、今からまだ、これがどんどんこういう人材ですか、市助成が続くのか、っていう問題もあると思います。たまたま私は該当しなかったんだよね。年数が過ぎてっていう人も当然、その農協の青年部の中で、いろんな皆さん話が出ますから、俺もらったぞ、俺は入らない。というような事例があります。今後、こういう親元就農だとかそういう方が入ってくれば、その方に助成するのも結構だと思うんですけど。

今いる後継者の中でですね、規模を拡大したりだとか、新しく事業を始めたい。新規作物をやってみたいとか、そういう声も当然あると思うんですよ。そういったところを含めた、受給者の門扉を広げるっていう考え方は出来ませんか。

山鹿委員

農業委員会の要望で親元就農という事業ですね。農業委員会で2年か3年続けて要望していたんですよ。市の方がそれに対応して、何年か後にやっぱり財政と話しながら、やっと認めたんですよ、市の単独の新規を要求するのは非常に難しいんですけど、農業委員会の強い要望がぁってありますということで、何とか採用していただいて今の形となっています。

ですので、清水委員が言ったような、新たなチャレンジとかですね、規模拡大、そういったものも農業委員会の方から、若手の方から要望が出ているということで、今後の要望活動の項目に入れるというのはどうですか。

会長

私も色々見よって、次は誰にしようかと5年経つと次の方を見つけるのが難しいし、北九州市の将来の農業を担うような人間を。それに対して委員会で今度は集約してね、運営委員会の中で、とりまとめてもらいたい。

清水委員

あと一番、農業を衰退させない手っ取り早い方法っていうのは、やっぱり後継者っていいですか、親元就農したところを大事にしていくっていうのが、その農家数を減らさない、規模を小さくしないというのが、これが一番手っ取り早い方法ですよ。

実際に親子就農で息子が帰ってくるって言ったら、1人帰ってくるんじゃない

くって、2人も3人も帰ってくるわけですよ。

やっぱりそこを食わせるためのためには、トラクター今まで1台しかなかったのを、そういう2台にしてある、3台にしてやるだとかいろんな、それで規模をふやしていく。これが一番農業を衰退させない。ぜひ会長、そういう枠組み、枠を広げていただくっていうんですか。それをお願いしたい。

会長

これも清水さんの言われる通り、もう年齢制限を取っ払うとかね。そういうような関係で、皆さんは、北九州市の農業従事者が少ない中で北九州市独自の、北九州版、制限を5年未満というのをのけて、内容をみんなと話をしね、決めていきたいと思っておりますが、いいですかね、事務局。

事務局

1点だけ補足させてください。新規就農者、親元就農以外でも新規就農者を応援する、市が令和8年度にそういった新規就農者向けですね、事業を令和8年度予算で今まさに議会で諮っているところなんですけども、そういった予算を確保しているものがありますんで、それまた予算成立して新年度に入りましたら、農林水産関係予算という形でご説明させていただければと思います。

会長

それはね、新規就農者の関係であって、これは後継者の問題なんよね。そこは間違いないようにしとって。後継者の関係の問題に対して就農して5年とか、その関係の問題を取っ払って、後継者の問題、大規模農家と小規模農家と色々問題が出てくると思う。どこで線引きするかが問題だというふうに思います。

今日の話をもとめてもらって、今度提示して、回答してもらってここじゃ整理がつかんと思う。それまで一応皆さん、考えてもらって、文書を作成してもらっていいですかね。

事務局

ご意見いただければと思います。

藤堂委員

今、言われたような新規のね、例えば、小倉南区のうちの近くでも、父親が早めに亡くなって、まだ2、30前ぐらいでも、新規なのか・・・じゃけど、私のところ私はもう80近いんやけど、息子は45で、10年ぐらいしよる、それも新規に入るのか、その辺の線引きをしてもらおう。

お前のところは大部分をかなりやるけど新規扱いになるのか、その辺をね、もうみんなが納得するような形で、補助してもらえる。ある程度の、今言われた通りなんですけど、それを作ってもらいたいんですよ。

清水委員

今、藤堂委員が言われたのに補足っていうか、教えてください。あくまでもその新規就農にこだわる必要はないと思うんですよ。帰って来て、何年やっていますっていうことじゃなくて、それも1つの要因っていうか要件、要望の中に入れてもいいでしょうし、それよりも、規模拡大だとか、そういう事業性のもの計画書、実際に今まで出したところに助成金を出したところにしても、こないだ会議に私言ったのは、どんなことをするのでこのお金をいただきます。どういう形に使いますか。どういう形に使いたいからこれを助成金出してくださいって、いうそういうものが全く見えないんですよ。

だから、今後、農業委員会市単独で独自の事業ですから、そういったものも要件を入れていけば、その5年が今、1つのくりとして5年という形がありますけど、それを過ぎていても、この人は新しくこうやって事業拡大新規で

やろうとしているとか、そういうふうなものが見えてくるから、そういうくりだとか要件だというものを運営委員会の中で、その要件を決めていったらどうですか。

会長

だけ、新規農業者やないで農業後継者に対する予算であって、農業を始めてから5年ぐらいになっているけね。それに対する規約はないよね。

事務局

先ほどからの後継者の補助金なんですけれども、農業委員会としてはこの人はどうですかということで推薦を出しております。

要綱は市の方で定めておりまして、市の要綱に合致する方であれば、推薦を受けて決定をするという流れになっています。

今はですね、継承してから確か5年以内という縛りがございまして、ただ、制度ができてから、10年近く経っておりますので、見直しということは十分可能だと思います。

例えば、5年だとちょっとなかなか対象者がいないので、10年に延ばしましょうとかですね、そういったことはお話をしていけるかと思っておりますので、農業委員会としてこういうのはどうだろうかというのを取りまとめた上で、事務局から農林に提示するということは十分可能だと思います。

会長

一応、規約みたいなのはあるよね。その中に、また話をして付けたしはできるんだよね。問題は考えながらやらんとね。あくまで北九州市の将来の農業を担う人達やけ、いやそもそも経営規模が大きいところ。将来性が正直言うと、面積が大きいところ、地域のリーダーとして、農業を続けていくことができる方、問題提起しよるのはね。よく話した中で、やっぱり話を作らないと、いい加減なものは作れない、皆さんもよくわかるように作る人がね。

問題はね、新規就農者に対する予算、これはあくまで北九州市の予算としてどういうふうにするか、それとも80万を再開して、あれやったら40万にして人間増やすとかね。

山鹿委員

今ですね、農林水産業振興計画というのを作りますよね。その中の何か目玉みたいに入れて、同時に予算要求もしてもらおうと。チャレンジ、後継者チャレンジ事業みたいな形でですね、そんなセットで、農林水産業振興計画に入れて、予算をセットでプッシュしていくというような形でですね。農林水産部に話をしていったらいいかな。

会長

そうやね。

澤水委員

色々とおっしゃっていた中で、もらえなかった側の意見なんですけど、4年前のっていうのを知ったのがもう7年目ぐらいの時、今8年目なんですけれども新規就農の150万も、ちょっともらいたいのがあって、すごい分厚い資料をいっぱい読み込んで、私は親元というか祖父母から、一応三親等以内っていう感じの記録、大丈夫だったことだったんですけど祖父がなぜか私を農地台帳のメンバーに、かなりちっちゃい頃から入れていて、新規就農した実際の年の時点でも20年目でそういう形で、なので当たりません。

これ新規就農ではない、大ベテランスタートという形だったので、さっきの新規就農かどうか親元就農かどうかの、基準点っていうのをどこで見るとかっていうところなんですけど、事業者として登録した、税務署とかに届け出た年と

か、その事業がさっきおっしゃった、任期を伸ばして半分とか、あとはもう事業内容で、就農して結構、半ばの任期の中でその都度必要なときの事業内容も、見て、今ちょっと補助した方がこの人は農業、農家として、こういうリーダーシップ取れる、何かができそうだとかそういった内容を提示させてもらったから、結構後で落ち着いたなど任期が切れる時よりは、見ていただけたらなという意見です。

会長

ありがとうございます。いろいろ意見が出ておりますけど、今日は最適化活動の目標の設定等（案）についてというお話でございます。

この件は、この場では話す問題ではないと思いますので、次回の委員会の議題として上げてですね、話したいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局からの説明について、ご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議はないようですので、議案第 31 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は、原案どおり承認いたします。以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。

本日の署名委員は、13 番中谷委員と 14 番木原委員です。よろしく願いします。そのほかで何かございませんか。事務局からは何かありますか。

なければ、これで 令和 8 年 第 12 回総会を終了します。お疲れ様でした。

上記の記録について、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 8 年 3 月 24 日

議 長

署名委員 13 番

署名委員 14 番